

令和5年小田原市議会3月定例会議案説明資料

(議案第34号～議案第36号)

令和5年2月14日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 34 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 35 号	小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 36 号	小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例……………	4

條例議案說明資料

議案第 34 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市民間提案審査委員会及び小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市民間提案審査委員会	小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15人以内
小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

小田原市技能者表彰審査委員会を廃止することとする。

3 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則第2項関係）

(1) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定（別表第3関係）

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	委 員 長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委 員	10,000円以内

(2) 附属機関の廃止に伴う措置（別表第3関係）

小田原市技能者表彰審査委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。

[適用]

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 35 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

健康保険法施行令等が一部改正され、被用者保険における出産育児一時金等の支給額が引き上げられることに伴い、本市の国民健康保険における出産育児一時金についてこれに準じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 出産育児一時金の支給額の引上げ（第5条関係）

出産育児一時金の支給額を次のように引き上げることとする。

改正後	改正前
50万円（産科医療補償制度の対象とならない出産の場合にあっては、48万8,000円）	42万円

2 保険料の軽減対象の拡大（第19条の2関係）

保険料の基礎賦課額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区 分	改正後	改正前
5割軽減の対象となる世帯	29万円	28万5,000円
2割軽減の対象となる世帯	53万5,000円	52万円

[適 用]

1 出産育児一時金の支給額の引上げ

令和5年4月1日以後に給付理由の生じた出産育児一時金について適用

2 保険料の軽減対象の拡大

令和5年度以後の年度分の保険料について適用

議案第 36 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小児医療費助成制度における保護者の所得額による助成の制限を廃止するため改正する。

[内 容]

1 小児医療費の助成に係る所得制限の廃止（第4条関係）

小児医療費の助成に係る保護者の所得額による制限を廃止することとする。

2 その他

1に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和5年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用